

令和7年3月1日～7日

春の火災予防運動



期間中:本町は午後6時にサイレンを鳴らします。

住宅用火災警報器は設置していますか?

住宅用火災警報器は消防法・火災予防条例により**すべての住宅に設置が義務**付けられています。**寝室**や**階段**の天井、壁面に住宅用火災警報器を設置して火災が発生した場合の逃げ遅れを防止しましょう。



住宅用火災警報器には寿命があります。
取り替えの目安は10年です。
あなたのご家庭では大丈夫ですか?



第44回石橋地区少年消防クラブ推進委員会防火標語展《春季最優秀作品》



『確認から始まるいつもの日常 油断から始まる大惨事』



本郷中学校 2年 清水 俊助 さん

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント



政府広報オンラインより引用

消防・災害メールは
こちらのQRから
登録できます。



▶問い合わせ先=総務課 防災係

☎0285 (56) 9115

石橋地区消防組合 消防本部

☎0285 (53) 1119



火災と救急・救助は「119番」



不法投棄は犯罪です

農道や山林、空き地などの人目につかない場所へのごみの不法投棄が発生しています。

不法投棄をした場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人の場合は3億円)以下の罰金、またはその両方が科せられます。

廃棄物は、ごみステーションや清掃工場へ出すか、処理業者に委託するなどして適正に処理しましょう。

投棄者が不明の場合は土地の所有者(管理者)が自らの責任でごみを処理しなければなりません。土地の所有者(管理者)の皆さんは、不法投棄をされにくい環境をつくるため、地域で協力して、ごみを捨てられない環境を作りましょう。

▶不法投棄を見つけたらご連絡ください

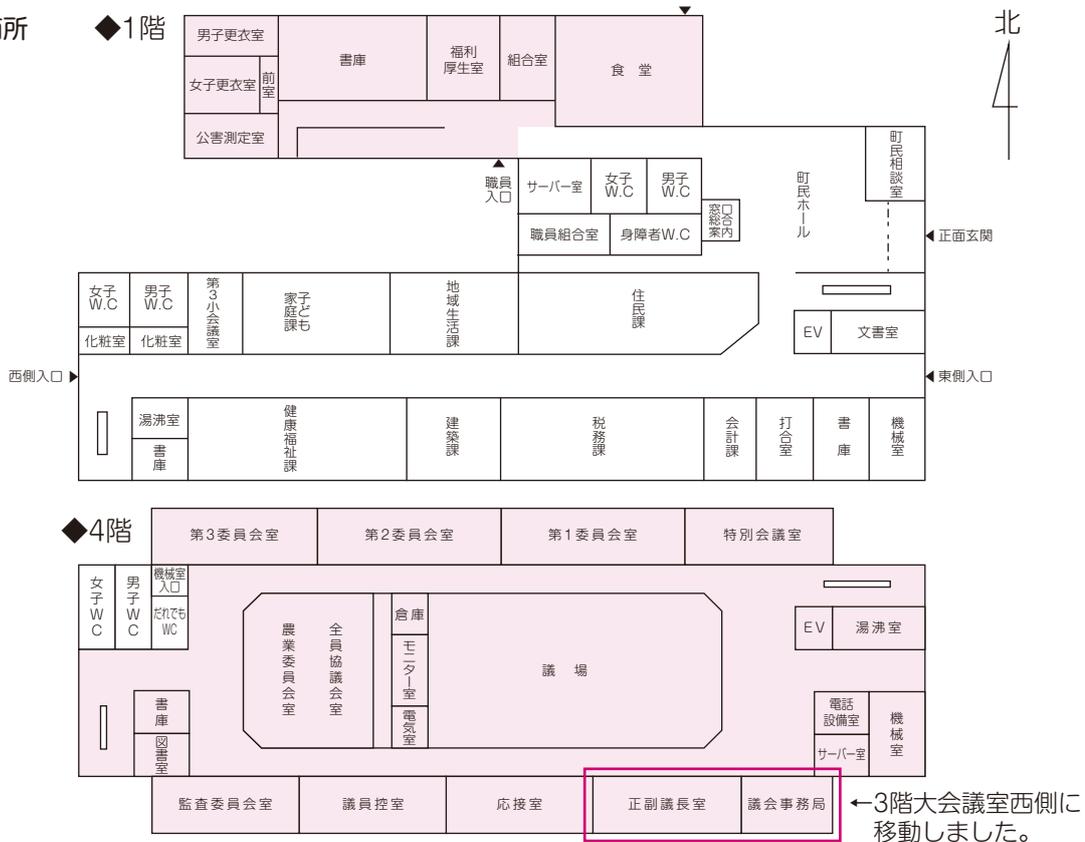
不法投棄が行われている、もしくは不法投棄をしようとしているところを発見した場合は、警察にご連絡ください。また、通報時には、日時、場所、廃棄物の種類、投棄者の情報(性別・人数など)、車両の車種・ナンバー・色などをお伝えください。

▶問い合わせ先=地域生活課 環境係 ☎0285(56)9131

庁舎内部大規模改修工事のお知らせ

令和6年10月から、上三川町役場庁舎の内部大規模改修工事を実施しています。工事は解体作業を伴い、騒音が発生する場合があります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。改修に伴い、議会事務局は庁舎3階へ、農政課(農業委員会事務局を含む)・商工課・都市建設課・上下水道課の4課は、仮庁舎(旧中央公民館)へ移動し、業務を行っています。

○工事中の箇所 (着色)



※令和7年3月議会定例会は4階で行います。(一部を除く)

▶問い合わせ先=総務課 庁舎改修班 ☎0285(56)9174
 建築課 建築係 ☎0285(56)9148